

# 平成 30 年 8 月から 70 歳以上の方の高額療養費制度が改正されます。

## 改正のポイント

- 一般の外来の自己負担限度額が 14,000 円から 18,000 円になります。
- 現役並所得者の外来および入院時の自己負担限度額が細分化され、上限が引き上げられます。
- 所得区分が現役並所得 I および II の方で、1 か月の医療費窓口負担額が自己負担限度額を超える見込みがある方は「限度額適用認定証」を発行いたします。

### <現行（平成 30 年 7 月まで）>

被保険者の所得区分		外来時限度 (個人ごと)	入院時限度および世帯限度
現役並所得		57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 【44,400 円】
一般 (特例退職被保険者)		14,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 【44,400 円】
住民税 非課税世帯	低所得 II	8,000 円	24,600 円
	低所得 I		15,000 円

### <改正後（平成 30 年 8 月以降）>

被保険者の所得区分		外来時限度 (個人ごと)	入院時限度および世帯限度
現役並所得 III 標準報酬月額 83 万円以上		252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 【140,100 円】	
現役並所得 II 標準報酬月額 53~79 万円		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 【93,000 円】	
現役並所得 I 標準報酬月額 28~50 万円		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 【44,400 円】	
一般 (特例退職被保険者)		18,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 【44,400 円】
住民税 非課税世帯	低所得 II	8,000 円	24,600 円
	低所得 I		15,000 円

※【 】は、直近 12 か月に同世帯で 3 回以上高額療養費に該当した月がある場合の 4 回目以降の自己負担限度額

70 歳以上の方の高額療養費等についての詳細は、ホームページ [「70 歳になったとき」](#) をご覧ください。